

平成27年4月7日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文でございます。

今年に入りまして、私の地元、神奈川県川崎市で日本中を震撼させるような大変凄惨な少年殺害事件が起きました。上村遼太君の殺害事件であります。大臣は、今回の事件の大きな特徴、特質というのはどの辺にあるかとお考えでしょうか。私は、この事件というのは、インターネットやスマートフォンというものに大きく影響されている事件じゃないかなというふうに考えているんです。

まず、この犯罪を犯した少年が上村君を裸にして、多分座らせたんでしょう、首をナイフで切っているんですね。今、様々取調べやっていますから、これから真相が明らかになると思いますが、一説によると、これはいわゆるISIS、ISIL、いわゆるイスラム国の様々な殺害映像というのがインターネットですぐ見れるわけですね。こういうところはかなり影響されているのではないか、あるいはそれをまねして殺害したのではないかというふうにも言われています。

二つ目でありますけれども、この少年らが所属していたグループ間のコミュニケーションツールというのは、無料通信アプリのLINEで行われていたわけなんですね。今回の事件は、上村君が犯人の少年からLINEの返事が遅いといって殴られて、それを上村君の友人が抗議したところ、犯人の少年が、あいつチクったなといって恨みを抱いたことに端を発しているというふうに新聞報道では言われています。そして最後は、犯人の少年のみならず、無関係の複数の少年の写真がインターネット上にどんどん拡散をしていきました。

私、今回の質問をするに当たって調べたんですけれども、今は加害者の少年の家族の写真なども簡単にネットで見ることもできるんですね。そういう意味で、今回の事件というのは、情報化社会あるいはインターネット社会の中で生きる子供たちが抱えている問題というのを浮き彫りにしているんじゃないかというふうに私は思っています。

関連して、以下質問させていただきます。

まず、ソーシャル・ネットワーキング・サービスについてですが、このLINEというのはソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つで、LINEでグループをつくってメンバーの一人がメッセージを送ると、メンバーに入っているメンバー全員に瞬時に届いて簡単にグループ間で会話や情報共有ができるというものです。しかも、その

メッセージが読まれば既読という表示が出て、相手がメッセージを読んだかどうか分かる、大変便利なサービスなんですね。近年、子供たちというか、大人も含めて急速にこれ普及をしています。

しかし、その一方で、今LINEを始めとするSNSを原因として様々な問題が子供たちの間に生じています。例えば、まず第一に、上村君のように返事が遅いといっていじめられる、仲間にいじめられるケース、二つ目に、あるいは端的にSNSのグループ内で悪口を書かれていじめられるというケースもあります。また、いわゆる援助交際の温床になっているという指摘もございます。そして、そのほかにも例えばこういうSNSばかりいじって睡眠や学習時間の減少というの指摘されている。そして、このSNSというのは閉じたグループ内で情報がやり取りされますので、外部の大人はなかなかそこで何が起きているかというのが把握できないんですね。

さて、質問の第一は、まずLINEを始めとするいわゆるSNSには青少年の健全育成の上でどのような問題があると大臣は認識しておられますでしょうか。また、問題があるとすればどのような対策を考えておられますでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、松沢委員が地元でもあるということなので是非お願いしたいと思うんですけども、今文科省の中においても丹羽副大臣の下に検証チームをつくり、これは文科省だけの問題ではないと思っていますので、警察や厚労省、関係省庁にも協力してもらって、氷山の一角であると、そして川崎だけの特別事情でない部分もあるのではないかと。それは、今の学校におけるある意味の閉鎖的な状況とか、それから母子家庭という、そういう家庭の社会的なある意味では構造の中の問題もあるし、また川崎地区における特別な地域事情もあるかもしれないということで、川崎市に独自に検証チームをつくって、国は国でやっていますけれども、市は市でやってもらいたいということでもあります。実は余り進んでいない部分があります。第三者委員会をつくってもらいたいと、やっぱり、関係者に外部を入れてやるということも今進めておりますが、十二分ではないということで、純粋な外部委員会を是非つくってもらって検証してもらいたいということで、これは川崎市もやるということでもあります。これからやるんですね。

ですから、非常に動きが遅いのではないかと率直に思っております。これは上村君の問題だけでなく、文部科学省でも調べたら同じような、つまり、連絡が一週間取れないとか、あるいはそういう問題の

ある子供たちと交際しているのではないかと、当てはまるような子供が全国で四百人分かったということもありますから、是非根絶をするために、川崎の事例をしっかりと早く検証して、そしてあらゆる手だてを打っていくということが川崎市だけでなく国全体としても求められていると思いますし、そういうふうには是非対処してまいりたいと思います。

その上で、確かに、ソーシャル・ネットワーキング、SNSの問題もあるというふうに思います。これは、御指摘のように、高い利便性が得られる一方、児童生徒の長時間利用による生活習慣の乱れ、また不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれるケースがあるというふうに認識しております。

文科省では、情報モラルの普及啓発を充実し、青少年の健全育成を図るために様々な取組を行いつつあります。例えば、学習指導要領において情報モラルを身に付けるための学習の充実についての規定を行う、また携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料を全国の小中学校への配付をする、あるいは文科省、総務省、関係団体が連携した子供たちのインターネットの安心、安全な利用のための専門家による啓発講座の実施などを更に推進していく必要があると思っております。引き続き、関係省庁や関係団体と連携しながら、児童生徒の情報モラルの育成を通じてインターネットの適切な利用を推進してまいりたいと考えます。

○松沢成文君 川崎市の対応が遅いということもお聞きしましたので、ちょっと地元には伝えておきたいというふうに思います。

その上で、今日はちょっとSNSやインターネットの問題について特化して聞きたいんですけども、政府始め地方自治体の行政も含めてですが、子供のSNSあるいはスマートフォン自体の利用を規制あるいは制限するということについては、大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 児童生徒の携帯電話の使用については、これは政府が一律に使用を制限するというものではなくて、それぞれの家庭や地域において、適切なルールの下、使用されることが重要であるというふうに認識しております。

一方で、児童生徒がネット上でのいじめや違法サイト等を介して犯罪に巻き込まれる事態が発生していることから、文科省では、学校における携帯電話の取扱いについて、小中学校では持込みは原則禁止すべきなどの指針に沿って学校、教育委員会において指導方針を定め、

児童生徒への指導を行うよう周知しているところでございます。

また、児童生徒が携帯電話を使用する場所は学校に限らないことから、文科省としては情報モラル教育や保護者等への普及啓発に係る取組を総合的に進めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 SNSやスマホの利用のルール作りについては、一部には地方自治体レベルで様々な取組がなされているようなんですね。例えば、学校には中学校の場合なんかは持ち込んではいけないとか、あるいは持ち込んでも使ってはいけないとか、こういうルールとか、あるいは、教育委員会が地域で取り組もうということで、九時以降はスマホの電源を切る運動を展開しているとか、こうやって、私は、各家庭あるいは地域社会、自治体が様々な工夫を凝らしてやっていくべき問題だと思うんですけども、しかし、今回のような事件を受けて文科省の方でも様々な調査をされているようですから、是非とも地方自治体にこの取組をしっかりと積極的に行うように、そういう形で国の方から、何というか、検討を促してはどうかと思うんですけど、いかがですか。

○国務大臣（下村博文君） 御指摘のように、教育委員会、学校、PTA等が主体となって地域で独自のルールを設ける動きが始まっております。各地域においてそれぞれの実情を踏まえながら利用時間や方法等に関する独自のルールを設けることは、携帯電話等の長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるトラブル、犯罪への対応策にもつながるものでありまして、有効であると考えます。

文科省においても、地方自治体やPTA、民間団体等と連携しながら、保護者と青少年に直接働きかける啓発活動を推進しております。例えば、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、学習参加型のシンポジウム等を開催するネットモラルキャラバン隊、また、インターネットにつながる新たな機器への対応などについて青少年が研修で学んだ成果を発信するワークショップを展開する青少年安心ネット・ワークショップ、そして、日々進化して急速に普及していくインターネット環境の対応に資するため、地域における先進的な有害情報対策を推進するネット対策地域支援を実施しております。

今後も、関係団体と連携しながら、各地域の実情に応じた取組について文科省も更に進めてまいりたいと思います。

○松沢成文君 次に、ネット上での少年の氏名や顔写真の公表について伺います。

今回のケースでは、犯人の少年の氏名あるいは顔写真と言われるもの、あるいは無関係の少年の氏名や顔写真がインターネット上で公開されて大きな問題になりました。

そこで、まず確認したいのですが、少年法第六十一条では、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が該当事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならないと規定しています。

この文言の限りでは、インターネット上への掲載は少年法の規制の対象外と読めますが、政府の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（上富敏伸君） インターネット上への掲載につきましては、少年法第六十一条の新聞紙その他の出版物には当たらず、直接的には同条による禁止の対象とはされておられません。しかしながら、本条は、少年の特定に関する情報が広く社会に伝わり少年の社会生活に影響を与えることを防ぎ、その更生に資することを趣旨とする規定でありまして、インターネット上での情報流布行為につきましてもこのような趣旨は尊重されるべきものであると考えております。

○松沢成文君 少年の氏名、写真のネット掲載あるいは少年の家族や無関係の少年といった犯罪とは関係のない人たちの氏名、写真のネット掲載を政府の権限で削除するという事は難しいのでしょうか。

○副大臣（西銘恒三郎君） インターネット上のプライバシー侵害や名誉毀損となる情報の削除につきましては、プロバイダー責任制限法という法律がございまして、これにより、削除されるべき情報が適切に削除されるような制度的な基盤が整っております。

この法律では、プロバイダー等は、権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき、又は発信者に対し削除に同意するかどうか照会をしても七日間を経過しても返事が全くない場合、申出がなかったときには、情報の削除を行ってもプロバイダー等は損害賠償の責任を負わない旨の規定がなされております。

一般論として、加害者の少年の実名や顔写真等の情報あるいは少年の家族、また関係のない少年といった人たちの氏名や写真の情報は、プライバシーの侵害又は名誉毀損に該当し得ると考えられます。このような権利侵害情報につきましては、削除請求があった場合、プロバイダー責任制限法を踏まえ、プロバイダー等が適切に削除を行うものと考えております。

なお、名誉毀損やプライバシー侵害となる情報の削除等に関しまし

てプロバイダー等が具体的に判断できるようにする観点から、通信関連の事業者団体等で協議会をつくり、ガイドラインを作成をしております。総務省はこうした取組を支援をしております。

また、権利侵害情報など、インターネット上の違法・有害情報の削除等に関する相談に対しましては、総務省において、違法・有害情報相談センターを設置、運営しており、同センターで具体的な削除依頼方法について助言を行っております。総務省としては、こうした取組を引き続き支援、推進してまいりたいと考えております。

○副大臣（葉梨康弘君） 法務省の取組について御説明いたします。

このインターネット上の情報の場合、今も西銘副大臣からお話ありましたけど、違法・有害情報というカテゴリーがずっといろいろと問題となっていたわけですがけれども、今お話しの事案は、やはり人権侵害に当たるような情報、ここは有害情報と相当ダブってくる部分もあるわけです。

私どもの法務省の関係でいいますと、人権擁護機関ということで、各法務局で人権相談というのをやっています。そこで人権相談をやって、インターネット上でこういうような人権侵害を受けている、本人からの申告が多いわけですがけれども、そうじゃない場合もあります。そういう場合のケースには、プロバイダーなどに対して、我々としても、地方法務局からも削除要請を行っております。プロバイダーの方のガイドラインでも、今の法律の御紹介ございましたけれども、人権擁護機関において相応の調査を行って、人権侵害と判断をして削除要請をされたものについては、単なる一般の通報と比べたら重く受け止めていただくというような内規もあるというふうに伺っております。今後もやはり、今総務省もお話ありましたけれども、関係機関とか団体、そういったところとよく連携をしながら対応をしていきたいと思っています。

○松沢成文君 くしくも、先日、ヤフーですね、検索サイトからの削除基準を公表して話題になりました。いわゆる忘れられる権利というのも最近熱心に議論されているところです。加害者やその家族が自ら検索サイトや、あるいはサーバー管理会社、あるいはプロバイダーなどに削除要請をするというのはなかなか難しいと思います。また、検索サイトなどが削除要請に応じない可能性もあるわけですね。お二人の副大臣から、国の方でもいろいろ支援するとか要請するとか言っていましたけれども、そうでありますと、要求に応じない場合は永久にその人権侵害が継続することになるわけですね、ずっとインターネッ

トの中に残りますから。そうであれば、政府として、より積極的に何か策を講じるべきではないかと思うんです。

例えばこの少年法にしても、インターネットもきちっと含むという形で法改正しない限り、これ、ずっと幾ら要請しても応じない、そのままネットに残る、人権侵害が続くと。この状況をどうにかしなきゃいけないんじゃないですか、今回の事件を受けて。いかがでしょうか。

○副大臣（西銘恒三郎君） インターネット上の情報流通に関しましては、プライバシー侵害などによる被害者の救済と発信者の表現の自由とのバランスを十分に配慮した慎重な検討が必要だと考えております。ヨーロッパで議論されている、いわゆる忘れられる権利についても、こうした観点から様々な議論が行われていると承知をしております。

あと、検索事業者、この度ヤフーが公表した対応方針であります、この方針は検索事業者による自主的な取組の一環として理解をしております。

そもそも、インターネット上で流通するプライバシー侵害や名誉毀損等の情報に関しては、書き込みそのものを削除することが基本と考えられておりますけれども、今検索が非常にサービスの重要性が高まる中で、検索事業者の側で検索結果の削除等が必要となっている場合もあると認識をしております。検索事業者においても、児童ポルノ等の違法な情報や削除に関して裁判所の判決が確定した場合、権利侵害が明白な場合には、検索結果の削除等を自主的に行っております。

以上です。

○委員長（水落敏栄君） 時間が来ておりますので、簡潔に。

○副大臣（葉梨康弘君） 少年法の御指摘ございました。先ほど審議官から御答弁したとおりなんですけれども、表現の自由とも関わりますので、なかなか法改正というのは慎重にならざるを得ないところがあるかと思いますが、インターネットに流れている情報であっても、この六十一条の趣旨というのが尊重していただかなければいけないということは啓発をしていかなければいけないと思っております。

○松沢成文君 時間ですので終わります。